

# 新遯増定期保険

## 復活約款

新遯増定期保険 無配当



ご契約者様

SBI 生命保険株式会社

「ご契約のしおり・約款」に記載されている内容につきまして、更新日・復活日が 2018 年 1 月 2 日となるご契約より、一部を以下のとおり変更させていただきます。誠に恐縮ですが、「ご契約のしおり・約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

49 ページの「特別条件特約」の第 1 条を以下のとおり変更させていただきます（下線部分が変更箇所となります）。

変更前	変更後
第 1 条（特約の締結） 保険契約締結の際、被保険者の健康状態、 <u>遺伝、既往症、職業等</u> が会社の標準とする普通危険に適合しないと認められるときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加します。	第 1 条（特約の締結） 保険契約締結の際、被保険者の健康状態 <u>その他</u> が会社の標準とする普通危険に適合しないと認められるときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加します。

# 目次

## 約款

新逋増定期保険普通保険約款 .....	P2
---------------------	----

## 特約

リビング・ニース特約 .....	P29
年金払特約（平成24年4月1日以降）.....	P35
「平成24年4月1日以降に締結された年金払特約」	
年金払特約（平成24年3月31日以前）.....	P40
「平成24年3月31日以前に締結された年金払特約」	
指定代理請求特約 .....	P45
特別条件特約 .....	P49
保険料口座振替特約 .....	P54
クレジットカード扱特約 .....	P56
団体扱特約 .....	P58
特別団体扱特約 .....	P60
集団扱特約 .....	P62

# 新遡増定期保険 普通保険約款

●  
必ずご一読のうえ、  
大切なご契約内容を十分ご確認ください。  
●

## 目次

### この保険の趣旨

#### 1. 保険契約の型および保険金額

第1条（保険契約の型および保険金額）

#### 2. 保険金の支払

第2条（保険金の支払）

第3条（保険金の削減支払）

第4条（高度障害保険金の支払による保険契約の消滅）

第5条（保険金の支払方法の選択）

#### 3. 保険料の払込免除

第6条（保険料の払込免除）

#### 4. 保険金および保険料の払込免除の請求

第7条（保険金の請求）

第8条（保険料の払込免除の請求）

#### 5. 保険金の支払の時期および場所

第9条（保険金の支払の時期および場所）

#### 6. 責任開始期

第10条（責任開始期）

第11条（保険証券）

#### 7. 保険料の払込

第12条（保険料の払込）

第13条（保険料の払込方法〈経路〉）

第14条（保険料の前納および一括払）

#### 8. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第15条（猶予期間および保険契約の失効）

第16条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

#### 9. 保険料の自動貸付

第17条（保険料の自動貸付）

第18条（保険料の自動貸付の取消）

#### 10. 保険契約の復活

第19条（保険契約の復活）

#### 11. 詐欺による取消しまたは不法取得目的による無効

第20条（詐欺による取消しまたは不法取得目的による無効）

#### 12. 告知義務および告知義務違反による解除

第21条（告知義務）

第22条（告知義務違反による解除）

第23条（保険契約を解除できない場合）

#### 13. 重大事由による解除

第24条（重大事由による解除）

#### 14. 解約および返戻金

第25条（解約）

第26条（返戻金）

第27条（保険金受取人による保険契約の存続）

#### 15. 保険契約内容の変更

第28条（保険料の払込方法〈回数〉の変更）

第29条（保険期間または保険料払込期間の変更）

第30条（基本保険金額の減額）

第31条（払済終身保険への変更）

第32条（原保険契約への復旧）

#### 16. 貸付

第33条（貸付）

#### 17. 保険契約者および死亡保険金の受取人

第34条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

第35条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

第36条（保険契約者の変更）

第37条（保険契約者または死亡保険金受取人の代表者）

第38条（保険契約者の住所の変更）

#### 18. 被保険者の業務、転居および旅行

第39条（被保険者の業務、転居および旅行）

#### 19. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第40条（契約年齢の計算）

第41条（契約年齢または性別の誤りの処理）

#### 20. 契約者配当

第42条（契約者配当）

#### 21. 契約内容の登録

第43条（契約内容の登録）

#### 22. 時効

第44条（時効）

#### 23. 管轄裁判所

第45条（管轄裁判所）

#### 24. 平成20年4月1日以前に締結された保険契約の取り扱いに関する特則

第46条（平成20年4月1日以前に締結された保険契約の取り扱いに関する特則）

別表1 請求書類

別表2 対象となる不慮の事故

別表3 対象となる高度障害状態

別表4 対象となる身体障害状態

別表5 保険金額増加割合表

## 新通増定期保険普通保険約款

### この保険の趣旨

この保険は、保険金額が一定期間にわたり毎年一定の割合で増加する定期保険で、被保険者が死亡したときまたは高度障害状態になったとき、死亡保険金または高度障害保険金（以下「保険金」といいます。）を支払うことを主な内容とするものです。

## 1. 保険契約の型および保険金額

### 第1条（保険契約の型および保険金額）

1. 保険契約者は、保険契約締結の際に、次の各号に定める保険契約の型について、会社所定の範囲内で選択することができます。
  - (1) 増加率  
保険金額の増加する率とし（以下「増加率」といいます。）、複利25%または複利50%のいずれかとします。
  - (2) 通増限度  
保険契約の締結時の保険金額（以下「基本保険金額」といいます。）に対する通増の限度とします。
  - (3) 増加開始年度  
保険金額が増加を開始する保険年度（以下「増加開始年度」といいます。）とします。
2. この保険契約の第2保険年度以降、各保険年度の保険金額は、基本保険金額に、前項により選択した増加率、通増限度、増加開始年度に応じて定めた保険金額増加割合表（別表5）記載の率を乗じて計算した金額とし、年単位の契約応当日ごとに計算します。
3. 保険契約者が本条第1項で選択した保険契約の型（増加率、通増限度および増加開始年度）は、変更することはできません。

## 2. 保険金の支払

### 第2条（保険金の支払）

1. この保険契約の死亡保険金および高度障害保険金は次のとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人	保険金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
(1) 死亡 保険 金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	死亡 日 の 保 険 金 額	死 亡 保 険 金 受 取 人	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱が行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）からその日を含めて3年以内の自殺 ②保険契約者または死亡保険金受取人の故意 ③戦争その他の変乱
(2) 高度 障害 保 険 金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。	と き の 保 険 金 額	被 保 険 者	次のいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表3）に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争その他の変乱

2. 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。
3. 死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は高度障害保険金を支払いません。
4. 死亡保険金が支払われた場合、会社は第26条（返戻金）第3項に定める未経過保険料があるときはこれを死亡保険金受取人に払い戻します。
5. 死亡保険金受取人が故意により被保険者を死亡させた場合で、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は死亡保険金の残額をその他の受取人に支払います。
6. 被保険者の生死が不明の場合でも、保険契約者または死亡保険金受取人から申出があり、被保険者が死亡したものと会社が認めるときは、会社は死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
7. 次の各号の免責事由により死亡保険金が支払われない場合には、会社は第26条（返戻金）第2項に定める責任準備金および第26条（返戻金）第3項に定める未経過保険料を支払います（本条第5項に該当する場合には、支払われない保険金に対応する金額を支払います。）。この場合の受取人は、保険契約者とします。
  - (1) 責任開始期からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
  - (2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
  - (3) 戦争その他の変乱により被保険者が死亡したとき
8. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。
9. 被保険者が高度障害状態（別表3）に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了の日に、その回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、その時点では高度障害保険金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、高度障害保険金を支払います。

### 第3条（保険金の削減支払）

戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表3）に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎および会社の財務の健全性に及ぼす影響が少ないと会社が判断したときは、前条の規定にかかわらず、会社は死亡保険金または高度障害保険金を全額または削減して支払うことがあります。

### 第4条（高度障害保険金の支払による保険契約の消滅）

高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態（別表3）に該当した時から保険契約は消滅したものとします。この場合、会社は第26条（返戻金）第3項に定める未経過保険料があるときはこれを高度障害保険金の受取人に払い戻します。

### 第5条（保険金の支払方法の選択）

1. 保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金の一時支払に代えて、保険金の全部または一部についてすえ置支払を選択することができます。
2. 前項のすえ置支払は、一定のすえ置期間（保険期間または10年のいずれか短い期間を限度とします。）中、会社の定める方法により、保険金に利息を付けて積み立てておき、すえ置期間満了の時その元利金を支払います。また、その元利金は、請求があればすえ置期間中でも支払います。

### 3. 保険料の払込免除

#### 第6条（保険料の払込免除）

1. 保険料の払込免除は次のとおりです。

	保険料の払込を免除する場合 (以下「払込の免除事由」といいます。)	払込を免除する 保険料	払込の免除事由に該当しても 保険料の払込を免除しない場合
保 険 料 の 払 込 免 除	被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料の払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。	払込の免除事由が生じた日の後に第12条（保険料の払込）に定める払込期月の到来する保険料（ただし、第12条（保険料の払込）第4項に規定する保険料は払い込むことを要します。）	被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態（別表4）に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波 ⑧戦争その他の変乱

2. 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により身体障害の状態（別表4）になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎および会社の財務の健全性に及ぼす影響が少ないと会社が判断したときは、会社は保険料の払込を免除します。
3. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に裏書きします。
4. 保険料の払込免除に際しては、第9条（保険金の支払の時期および場所）を準用します。
5. 保険料の払込が免除された場合には、以後払込期月ごとに所定の保険料の払込があったものとして取り扱います。
6. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、保険契約内容の変更に關する規定は適用しません。
7. 保険料の払込方法が一時払の場合には、本条の規定は適用しません。

### 4. 保険金および保険料の払込免除の請求

#### 第7条（保険金の請求）

1. 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金を請求してください。
3. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本項において「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
  - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
  - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
  - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

#### 第8条（保険料の払込免除の請求）

1. 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。



2. 保険契約者は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険料の払込免除を請求してください。

## 5. 保険金の支払の時期および場所

### 第9条（保険金の支払の時期および場所）

1. 保険金は、必要書類（別紙1）が会社に到達した日の翌日から5営業日以内に会社で支払います。
2. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで  
に会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定  
した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべ  
き期限は、前項の必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から40日を経過する日とします。
  - (1) 保険金の支払事由発生（その他この約款所定の状態の発生を含みます。）の有無の確認が必要な場合  
被保険者の死亡、高度障害状態（別表3）または身体障害の状態（別表4）に該当する事実の有無
  - (2) 保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保  
険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にか  
かわらず、保険金を支払うべき期限は、第1項の必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から当該各号  
に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する  
日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方  
法に限定される照会 70日
  - (2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもと  
づく照会 70日
  - (3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調  
査、分析または鑑定 100日
  - (4) 前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、  
捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号また  
は第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機  
関または裁判所に対する照会 70日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 100日
  - (6) 前項第1号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査  
100日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確  
認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含み  
ます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支  
払いません。
5. 第2項または第3項に該当した場合は、会社は、保険金を請求した者に、該当した条項番号および保険金を支  
払うべき期限を通知します。

## 6. 責任開始期

### 第10条（責任開始期）

1. 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。
  - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時

- (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合告知の時または第1回保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時
- 2. 前項により、会社の責任が開始される日を契約日とします。
- 3. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。

#### 第11条（保険証券）

会社は、保険契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

- 1. 会社名
- 2. 保険契約の種類
- 3. 保険契約者の氏名または名称
- 4. 被保険者の氏名および年齢
- 5. 保険金の受取人の氏名または名称
- 6. 保険金を支払う場合
- 7. 保険期間
- 8. 保険金額
- 9. 保険料およびその払込方法
- 10. 契約日
- 11. 付加された特約およびその支払事由等
- 12. 解約返戻金額
- 13. 保険証券を作成した年月日

## 7. 保険料の払込

#### 第12条（保険料の払込）

- 1. 第2回以後の保険料は、保険料の払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間（この期間を「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
  - (1) 月払契約の場合
 

月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
  - (2) 年払契約または半年払契約の場合
 

年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 2. 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社はその払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときは保険金受取人）に払い戻します。
- 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その払込期月の末日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。
- 4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その払込期月の末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は第1項の保険料を払い込んでください。
- 5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第16条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）第2項の規定を準用します。

#### 第13条（保険料の払込方法〈経路〉）

- 1. 保険契約者は、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
  - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
  - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
  - (3) 所属団体または集団を通じて払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約、特別団体取扱契約、集団取扱契約または特別集団取扱契約が締結されている場合に限りです。）
  - (4) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- 2. 前項各号のいずれの方法によっても当該払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険

料についてのみ、会社に持参して払い込むことができます。

3. 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法を変更することができます。
4. 第1項の規定により選択された保険料の払込方法が、会社の定める条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法の変更を行うまでの間の保険料については、会社に払い込んでください。

#### 第14条（保険料の前納および一括払）

1. 年払契約、半年払契約および月払契約にあっては、保険契約者は、会社の定める方法により、将来の保険料の全部または一部を前納することができます。ただし、半年払契約および月払契約にあっては、保険料を前納する場合には、保険料の払込方法（回数）を年払に変更することを要します。
2. 保険料を前納する場合には、次の各号のとおり取り扱います。
  - (1) 前納する保険料については、会社所定の率で割り引きます。
  - (2) 保険料の前納金に対しては、会社所定の利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。
  - (3) 保険料の前納金は、第12条（保険料の払込）第1項第2号に規定する年単位の契約応当日ごとに年払保険料の払込に充当します。
  - (4) 保険料の払込を要しなくなった場合に、保険料の前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは、その受取人に支払います。
3. 月払契約にあっては、保険契約者は、当月分を含めて12カ月分以内の保険料を一括して払い込むことができます。
4. 前項の規定により保険料を一括して払い込む場合には、次の各号のとおり取り扱います。
  - (1) 保険料を3カ月分以上一括して払い込む場合には、会社所定の割引率で割り引きます。
  - (2) 第2項第4号の規定は、保険料一括払の場合に準用します。

## 8. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

#### 第15条（猶予期間および保険契約の失効）

1. 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。
  - (1) 月払契約の場合  
払込期月の翌月初日から末日まで
  - (2) 年払契約または半年払契約の場合  
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。

#### 第16条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

1. 猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は未払込保険料を保険金から差し引きます。
2. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は保険料の払込を免除しません。

## 9. 保険料の自動貸付

#### 第17条（保険料の自動貸付）

1. 保険料が払い込まれないままで猶予期間を経過した場合でも、会社は、保険料を自動的に貸し付けて保険契約を継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、この取扱はしません。
2. 本条の貸付は、払い込むべき保険料額（月払契約では払い込むべき払込期日以後6か月分の保険料額）とその利息の合計額が解約返戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または第33条（貸付）による貸付があるときはその元利金を差し引きます。）をこえない間行われるものとします。この場合、払い

込むべき保険料額（月払契約では、6か月分の保険料額）を猶予期間満了日に保険契約者に貸付して保険料の払込に充当します。

3. 本条の貸付金の利息は、年8%以下の会社所定の利率で計算し、次期以後の保険料払込猶予期間が満了するごと（月払契約においては保険料払込猶予期間満了日の翌日から6か月を経過するごと）に元金に繰り入れます。
4. 本条の貸付金の元利合計額（第33条（貸付）があるときはその元金と合算します。）が第26条（返戻金）に定める返戻金の額をこえた場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
5. 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに保険契約者が会社所定の金額を払い込まない場合には、保険契約は、この期間満了日の翌日から効力を失います。
6. 本条の貸付金がある場合には、会社は、次のときに支払うべき金額または計算の基準となる解約返戻金額からその元金を差し引きます。
  - (1) 保険契約が消滅したとき
  - (2) 保険期間または保険料払込期間を変更したとき
  - (3) 基本保険金額を減額したとき
  - (4) 契約年齢または性別の誤りの処理が行われたとき
  - (5) 払済終身保険に変更するとき

#### 第18条（保険料の自動貸付の取消）

保険料の自動貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、保険契約者から保険契約の解約、払済終身保険への変更または基本保険金額の減額の請求があったときには、会社は、保険料の自動貸付を行わなかったものとして取り扱います。

## 10. 保険契約の復活

#### 第19条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が第26条（返戻金）に定める返戻金を請求した場合には、保険契約を復活することができません。
2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は会社の指定した日までに延滞した保険料とこれに対する会社所定の利率で計算した利息の合計額を会社に払い込んでください。
4. 第10条（責任開始期）第1項および第2項の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第10条（責任開始期）第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。
5. 保険契約が復活した場合には、復活日を保険契約者に通知します。なお、保険証券は、発行しません。

## 11. 詐欺による取消または不法取得目的による無効

#### 第20条（詐欺による取消または不法取得目的による無効）

1. 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺により保険契約を締結、復活または復旧したときは、会社は、保険契約（保険契約の復旧が行われたときは増額分をいいます。）を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
2. 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または復旧したときは、保険契約（保険契約の復旧が行われたときは増額分をいいます。）は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

## 12. 告知義務および告知義務違反による解除

#### 第21条（告知義務）

保険契約の締結、復活または復旧の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関し書面で質問した事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社

の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

#### 第22条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が前条の告知の際に、故意もしくは重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は保険金を支払わず、また保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は第26条（返戻金）に定める返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

#### 第23条（保険契約を解除できない場合）

会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第2号および第3号の場合には、各号に規定する会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）の行いがなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

- (1) 会社が保険契約の締結、復活または復旧の際に、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) 保険契約が責任開始の日または最後の復活日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日または最後の復活日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じていた場合を除きます。

### 13. 重大事由による解除

#### 第24条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの保険契約の保険金（保険料の払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 保険金の支払事由が生じた後でも、会社は前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金は支払いません。もし、この場合に、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は第1項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた払込の免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
4. 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は被保険者または保険金の受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は第26条（返戻金）に定める返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

## 14. 解約および返戻金

### 第25条（解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、第26条（返戻金）に定める返戻金を請求することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

### 第26条（返戻金）

1. 返戻金は、解約返戻金と未経過保険料の合計額をいいます。
2. 保険契約の解約返戻金または責任準備金は、以下の方法により計算し、保険契約の解約返戻金については保険証券に記載します。本項の「年月数」および次項の「月数」の計算に際して、1ヶ月未満の端数が生じたときは切り上げます。
  - (1) 契約日が平成22年4月1日以降の保険契約  
保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数と経過した年月数の小さい方により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
  - (2) 契約日が平成22年3月31日以前の保険契約  
保険料の払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
3. 年払契約または半年払契約の払い込んだ保険料のうち未経過期間に対応する保険料相当額を未経過保険料といい、第12条（保険料の払込）第1項に定める保険料の払込方法にしたがい、以下の算式のとおり計算します。ただし、契約日が平成22年3月31日以前の保険契約には、未経過保険料はありません。なお、契約日の年月日にかかわらず、月払契約に未経過保険料はありません。
  - (1) 年払契約  
未経過保険料=年払保険料×((保険料払込月数)-(経過月数))/12
  - (2) 半年払契約  
未経過保険料=半年払保険料×((保険料払込月数)-(経過月数))/6
4. 本条の返戻金の請求、支払の時期および場所については、第7条（保険金の請求）および第9条（保険金の支払の時期および場所）の規定を準用します。ただし、支払の時期は、解約等の効力発生日を基準として準用します。

### 第27条（保険金受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、債権者等といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日が保険期間満了後の場合には、保険期間満了時に解約の効力が生じるものとみなします。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時において次の各号のすべてを満たす死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間（解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日が保険期間満了後の場合には、保険期間満了までの期間）が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人または高度障害保険金の受取人に支払います。

## 15. 保険契約内容の変更

### 第28条（保険料の払込方法〈回数〉の変更）

1. 保険契約者は、会社の定める範囲で、年払、半年払または月払の保険料の払込方法を相互に変更することができます。
2. 保険契約者は、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

### 第29条（保険期間または保険料払込期間の変更）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲で保険期間または保険料払込期間を変更することができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

### 第30条（基本保険金額の減額）

1. 保険契約者は、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額が50万円未満となるときはこの取扱をしません。
2. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の減額が行われたときは、減額分は解約されたものとみなし、減額分に対応する返戻金を保険契約者に払い戻し、将来の保険料を改めます。
4. 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
5. 基本保険金額が減額されたときは、保険金額は、減額された基本保険金額と同じ割合で減額されます。
6. 本条の減額を行ったときは、保険証券に裏書きします。

### 第31条（払済終身保険への変更）

1. 保険契約者は、保険契約について将来の保険料の払込を中止して、保険料払込済の終身保険（以下「払済終身保険」といいます。）に変更することができます。なお、払済終身保険の保険期間は終身とし、保険金額は一定とします。ただし、払済後の保険金額が会社所定の限度を下回るときは、会社は本条の払済終身保険への変更を取り扱いません。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 払済終身保険の保険金額は、解約返戻金額（第17条（保険料の自動貸付）または第33条（貸付）による貸付があるときには、その元利金を差し引きます。）により計算します。
4. 前項の保険金額が、払済終身保険に変更した日の原保険契約の保険金額をこえるときは、これをその保険金額までとし、解約返戻金の残額を保険契約者に支払います。
5. 本条の変更を行った場合、会社は第26条（返戻金）第3項に定める未経過保険料があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
6. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きします。

### 第32条（原保険契約への復旧）

1. 保険契約者は、払済終身保険に変更した日からその日を含めて3年以内は、被保険者の同意を得て、原保険契約へ復旧することができます。
2. 保険契約者が本条の復旧を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の復旧を承諾したときは、保険契約者は会社の指定した日までに会社所定の金額を会社に払い込む

てください。

4. 本条の復旧をしたときは、保険証券に裏書きします。
5. 第10条（責任開始期）第1項および第2項の規定は、復旧による保険金額の増額分について準用します。この場合、第10条（責任開始期）第2項の「契約日」は「復旧日」と読み替えます。

## 16. 貸付

### 第33条（貸付）

1. 保険契約者は、解約返戻金の8割（保険料一時払、保険料払込済および払済終身保険へ変更後の保険契約については7割とし、保険料の自動貸付または本条の貸付があるときはその元利金を差し引きます。）の範囲内で貸付を受けることができます。
2. 保険契約者が本条の貸付を受けるときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率により複利で計算します。
4. 本条の貸付金の元利合計額（保険料の自動貸付があるときはその元利金と合算します。）が第26条（返戻金）に定める返戻金の額をこえた場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
5. 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに保険契約者が会社所定の金額を払い込まない場合には、保険契約は、この期間満了日の翌日から効力を失います。
6. 本条の貸付金がある場合には、会社は、次のときに支払うべき金額または計算の基準となる解約返戻金額からその元利金を差し引きます。
  - (1) 保険契約が消滅したとき
  - (2) 保険期間または保険料払込期間を変更したとき
  - (3) 基本保険金額を減額したとき
  - (4) 契約年齢または性別の誤りの処理が行われたとき
  - (5) 払済終身保険に変更するとき
7. 貸付金額が会社所定の金額に満たないときは、会社は、本条の貸付を取り扱いません。

## 17. 保険契約者および死亡保険金の受取人

### 第34条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
3. 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
4. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
5. 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 保険契約者またはその承継人が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
7. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きします。

### 第35条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者またはその承継人が死亡した後、保険契約者またはその承継人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。



### 第36条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書きします。

### 第37条（保険契約者または死亡保険金受取人の代表者）

1. 保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2人以上ある場合には、各代表者1人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明である場合には、会社が保険契約者または死亡保険金受取人の1人に対して行った行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

### 第38条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下、本条において同じ。）を変更したときは、遅滞なく会社に通知してください。
2. 前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所あてに発した通知は保険契約者に到達したものとみなします。

## 18. 被保険者の業務、転居および旅行

---

### 第39条（被保険者の業務、転居および旅行）

被保険者が保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居し、もしくは旅行しても、会社は保険契約を解除せず、また特別保険料の請求をしないで保険契約上の責任を負います。

## 19. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

---

### 第40条（契約年齢の計算）

被保険者の契約年齢は、契約日における満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

### 第41条（契約年齢または性別の誤りの処理）

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法により訂正処理します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて会社の定める方法により訂正処理を行います。

## 20. 契約者配当

---

### 第42条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

## 21. 契約内容の登録

---

### 第43条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
  - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
  - (2) 死亡保険金の金額

- (3) 契約日（復活、復旧が行われた場合は、最後の復活、復旧の日とします。以下、第2項において同じとします。）
- (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。ただし、契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、「契約日から5年間」と「契約日から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じとします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

## 22. 時効

---

### 第44条（時効）

保険金、責任準備金もしくは返戻金の支払の請求または保険料の払込免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

## 23. 管轄裁判所

---

### 第45条（管轄裁判所）

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者として）の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

## 24. 平成20年4月1日以前に締結された保険契約の取り扱いに関する特則

---

### 第46条（平成20年4月1日以前に締結された保険契約の取り扱いに関する特則）

平成20年4月1日以前に締結された保険契約は、次に定めるとおり取り扱います。ただし、指定代理請求特約が付加されている場合は除きます。

- (1) 第7条（保険金の請求）を次のとおり読み替えます。

「第7条（保険金の請求）

1. 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 保険金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金を請求してください。
3. 高度障害保険金の受取人である被保険者が高度障害保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した次の者（以下「高度障害保険金の指定代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）および特別の事情の存在する書類を提出して、会社の承諾を得て、高度障害保険金の受取人である被保険者の代理人として高度障害保険金の請求をすることができます。
  - (1) この保険契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合において、リビング・ニーズ特約条項第2条第2項に定める指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者
  - (2) 前号に該当するものがない場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、生計を一にしている死亡保険金受取人
4. 前項第2号に定める高度障害保険金の指定代理請求人が複数いる場合には、前項に定める高度障害保険金の請求を行うには、高度障害保険金の指定代理請求人全員が同時に請求を行うことが条件となります。
5. 前2項の規定により、会社が高度障害保険金を高度障害保険金の受取人である被保険者の代理人に支払った場合には、その後高度障害保険金の請求を受けても会社はこれを支払いません。
6. 第3項の規定にかかわらず、被保険者が、高度障害保険金の指定代理請求人の故意により高度障害状態（別表3）になった場合には、第3項の規定による請求をすることはできません。
7. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本項において「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
  - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
  - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
  - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

」

別表1 請求書類

1-1. 保険金の支払および保険料の払込免除の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書 (3) 死亡した被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
2	高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害状態になった被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
3	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

1-2. 保険金の支払および保険料の払込免除の請求書類

平成20年4月1日以前に締結された場合。ただし、指定代理請求特約が付加されている場合は除きます。

	項 目	必 要 書 類
1	死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書または死体検案書 (3) 死亡した被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
2	高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害状態になった被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
3	高度障害保険金の 指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 高度障害状態になった被保険者の住民票および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
4	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。 2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。		

2. その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険契約の復活	(1) 会社所定の申込書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
3	契約内容の変更 (1) 保険料の払込方法〈回数〉の変更 (2) 保険期間または保険料払込期間の変更 (3) 払済終身保険への変更 (4) 基本保険金額の減額 (5) 原保険契約への復旧	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券 (5) 最終の保険料領収証
4	貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
5	保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。</p> <p>2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。</p>		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E904）中の飢餓、渇」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外します。	E910～E915

分 類 項 目	基本分類表番号
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E978）」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999



### 別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

### 別表4 対象となる身体障害状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

### 備考【別表3、別表4】

#### 1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

#### 2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

#### 3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 4. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、

$$1/4 (a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

### 5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

### 6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

### 7. 手指の障害

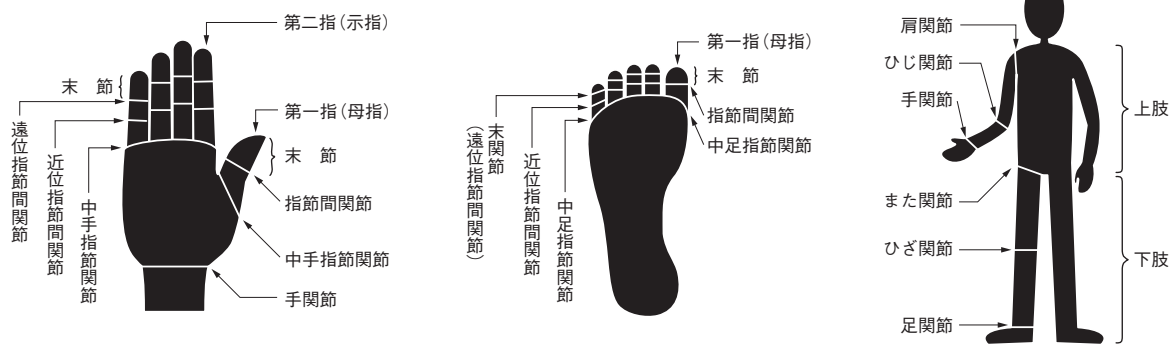
- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

### 8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

### 〈身体部位の名称図〉

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表5 保険金額増加割合表

○通増限度5倍

[各保険年度の保険金額=基本保険金額×乗率]

増加率	25%	25%	25%	25%	25%
増加開始年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保険年度	乗率	乗率	乗率	乗率	乗率
1	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2	1.2500	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
3	1.5625	1.2500	1.0000	1.0000	1.0000
4	1.9531	1.5625	1.2500	1.0000	1.0000
5	2.4414	1.9531	1.5625	1.2500	1.0000
6	3.0518	2.4414	1.9531	1.5625	1.2500
7	3.8147	3.0518	2.4414	1.9531	1.5625
8	4.7684	3.8147	3.0518	2.4414	1.9531
9	5.0000	4.7684	3.8147	3.0518	2.4414
10	5.0000	5.0000	4.7684	3.8147	3.0518
11	5.0000	5.0000	5.0000	4.7684	3.8147
12	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000	4.7684
13	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000
14	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000
15	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000
16	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000
17～	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000

(注) 通増限度2倍のときは乗率2.0000、通増限度3倍のときは乗率3.0000、通増限度4倍のときは乗率4.0000をそれぞれの上限乗率とします。

増加率	25%	25%	25%	25%
増加開始年度	7年度	8年度	9年度	10年度
保隼年度	乗率	乗率	乗率	乗率
1	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
3	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
4	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
5	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
6	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
7	1.2500	1.0000	1.0000	1.0000
8	1.5625	1.2500	1.0000	1.0000
9	1.9531	1.5625	1.2500	1.0000
10	2.4414	1.9531	1.5625	1.2500
11	3.0518	2.4414	1.9531	1.5625
12	3.8147	3.0518	2.4414	1.9531
13	4.7684	3.8147	3.0518	2.4414
14	5.0000	4.7684	3.8147	3.0518
15	5.0000	5.0000	4.7684	3.8147
16	5.0000	5.0000	5.0000	4.7684
17~	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000

(注) 逦増限度2倍のときは乗率2.0000、逦増限度3倍のときは乗率3.0000、逦増限度4倍のときは乗率4.0000をそれぞれの上限乗率とします。

増加率	50%	50%	50%	50%	50%
増加開始年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保険年度	乗率	乗率	乗率	乗率	乗率
1	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2	1.5000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
3	2.2500	1.5000	1.0000	1.0000	1.0000
4	3.3750	2.2500	1.5000	1.0000	1.0000
5	5.0000	3.3750	2.2500	1.5000	1.0000
6	5.0000	5.0000	3.3750	2.2500	1.5000
7	5.0000	5.0000	5.0000	3.3750	2.2500
8	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000	3.3750
9	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000
10	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000
11	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000
12	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000
13～	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000

(注) 通増限度2倍のときは乗率2.0000、通増限度3倍のときは乗率3.0000、通増限度4倍のときは乗率4.0000をそれぞれの上限乗率とします。

増加率	50%	50%	50%	50%
増加開始年度	7年度	8年度	9年度	10年度
保隼年度	乗率	乗率	乗率	乗率
1	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
2	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
3	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
4	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
5	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
6	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000
7	1.5000	1.0000	1.0000	1.0000
8	2.2500	1.5000	1.0000	1.0000
9	3.3750	2.2500	1.5000	1.0000
10	5.0000	3.3750	2.2500	1.5000
11	5.0000	5.0000	3.3750	2.2500
12	5.0000	5.0000	5.0000	3.3750
13~	5.0000	5.0000	5.0000	5.0000

(注) 逦増限度2倍のときは乗率2.0000、逦増限度3倍のときは乗率3.0000、逦増限度4倍のときは乗率4.0000をそれぞれの上限乗率とします。

# リビング・ニース特約

## この特約の趣旨

この特約は、被保険者の余命が6カ月以内と判断された場合、死亡保険金額の一部または全部を被保険者に支払うことを主な内容とするものです。

### 第1条（特約保険金の支払）

1. 会社は、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、会社の定める金額を限度として、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金額の一部または全部を被保険者に支払います。ただし、本条の保険金額の請求は主契約の保険期間満了時の12カ月以上前であることを要します。
2. 主契約の保険金額の全部が支払われた場合、本条の保険金の請求日にさかのぼって主契約は消滅します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合、請求保険金額と同額の主契約の保険金額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。ただし、その消滅分または減額分に解約返戻金があってもこれを支払いません。この場合、本条の保険金の支払日以降、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金の請求を受けても、本条により支払った保険金額については支払いません。
3. 本条の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、本条の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本条の保険金を支払いません。
4. 主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、本条の保険金を支払いません。
5. 本条の保険金の支払に際しては、会社の定める方法により、請求日から6カ月間の請求保険金に対応する利息および保険料を、また、貸付金がある場合にはその元利金合計額を差し引いて支払います。
6. 主契約の保険金額の全部が支払われたときに、主契約に他の特約が付加されている場合、各特約は本条の保険金の請求日にさかのぼって消滅します。ただし、消滅する特約に解約返戻金があってもこれを支払いません。なお、疾病入院特約、災害入院特約の消滅分については、各特約に規定する特約の保険期間の満了を準用します。また、主契約の保険金額の一部が支払われた場合には、各特約は減額の取扱をせずに継続するものとしします。
7. 主契約の保険契約者および死亡保険金受取人が法人の場合には、本条第1項の規定にかかわらず、本条の保険金の受取人を、保険契約者としします。

### 第2条（特約保険金の請求、支払の時期および場所）

1. 被保険者は、必要書類（別表1）を提出して、前条第1項の保険金を請求して下さい。
2. この特約の保険金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

### 第3条（特約保険金を支払わない場合）

次のいずれかの事由によって被保険者が第1条第1項の規定に該当したときは、この特約の保険金を支払いません。

- (1) 主契約の責任開始期から1年以内における被保険者の自殺行為
- (2) 保険契約者または被保険者の故意
- (3) 戦争その他の変乱

### 第4条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約の締結の際、被保険者の同意を得て保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
3. この特約の責任開始期は、主契約と同一としします。ただし、前項の場合で会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日としします。
4. 第2項の規定によって、この特約を主契約に付加したときは、保険証券に裏書きします。

### 第5条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

**第6条（特約の復活）**

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

**第7条（告知義務および告知義務違反による解除）**

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

**第8条（重大事由による解除）**

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

**第9条（特約の解約）**

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

**第10条（特約の返戻金）**

この特約に対する解約返戻金はありません。

**第11条（特約の消滅）**

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
- (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき

**第12条（特約の復旧）**

1. 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復旧の請求があったものとしします。
2. 会社は、前項の規定により請求された復旧を承諾した場合は、主約款の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。
3. 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、保険証券に裏書きします。

**第13条（契約者配当）**

この特約については、契約者配当はありません。

**第14条（管轄裁判所）**

この特約における保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

**第15条（主約款の規定の準用）**

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

**第16条（主契約に定期保険特約（逡増型）が付加されている場合の特則）**

1. 定期保険特約（逡増型）が主契約に付加されている場合、第1条第1項に定める死亡保険金額は、主契約の保険金額に定期保険特約（逡増型）の特約死亡保険金額を合算した額としします。
2. 保険契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第1条第1項および第6項の規定にかかわらず、主契約、定期保険特約（逡増型）の請求日の保険金額のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとしします。
3. 第2条の保険金の請求は、特約保険期間満了時の12カ月以上前であることを要します。



4. 第1条第2項、同条第3項、同条第4項および同条第5項の規定は本条の場合に適用します。
5. 定期保険特約（逡増型）の場合、本条第2項の保険金額の減額は、減額された保険金額に対応した特約基本保険金額を減額したものととして取り扱います。

#### 第17条（定期保険に付加された場合の特則）

この特約が定期保険に付加された場合には、第1条第1項中「保険期間満了時の12カ月以上前」とあるのは「保険期間満了（保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）時の12カ月以上前」と読み替えます。

#### 第18条（主契約に定期保険特約が付加されている場合の特則）

1. 定期保険特約が主契約に付加されている場合、第1条第1項に定める死亡保険金額は、主契約の保険金額（収入保障保険の場合には、この特約の保険金の請求日の6カ月後の応当日における死亡時保障換算額とします。）に定期保険特約の特約死亡保険金額を合算した額とします。
2. 保険契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第1条第1項および第6項の規定にかかわらず、主契約、定期保険特約の保険金額（収入保障保険の場合には、この特約の保険金の請求日の6カ月後の応当日における死亡時保障換算額とします。）のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。
3. 第2条の保険金の請求は、特約保険期間満了時の12カ月以上前であることを要します。
4. 第1条第2項、同条第3項、同条第4項および同条第5項の規定は本条の場合に適用します。

#### 第19条（逡増定期保険に付加された場合の特則）

この特約が逡増定期保険に付加された場合には、第1条第1項に定める死亡保険金額は、この特約による保険金の請求日における死亡保険金額とします。また、第1条第2項に定める保険金額の減額は、減額された死亡保険金額に対応する基本保険金額を減額したものととして取り扱います。

#### 第20条（収入保障保険に付加された場合の特則）

この特約が収入保障保険に付加された場合には、第1条第1項に定める死亡保険金額は、この特約による保険金の請求日の6カ月後の応当日における死亡時保障換算額とします。また、第1条第2項に定める保険金額の減額は、減額された死亡時保障換算額に対応する基準年金月額を減額したものととして取り扱います。

#### 第21条（定期保険（無解約返戻金型）に付加された場合の特則）

この特約が定期保険（無解約返戻金型）に付加された場合には、第1条第1項中「保険期間満了時の12カ月以上前」とあるのは「保険期間満了（保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）時の12カ月以上前」と読み替えます。

#### 第22条（新逡増定期保険に付加された場合の特則）

この特約が新逡増定期保険に付加された場合には、第1条第1項に定める死亡保険金額は、この特約による保険金の請求日における死亡保険金額とします。また、第1条第2項に定める保険金額の減額は、減額された死亡保険金額に対応する基本保険金額を減額したものととして取り扱います。

#### 第23条（平成20年4月1日以前に締結された特約の取り扱いに関する特則）

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が主契約とともに更新されたときは、次の各号に定めるとおり取り扱います。ただし、指定代理請求特約が主契約に付加されている場合は除きます。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第7項を次のとおり読み替えます。  
「7. 主契約の保険契約者および死亡保険金受取人が法人の場合には、本条第1項および第2条第2項の規定にかかわらず、本条の保険金の受取人を、保険契約者とします。」
- (2) 第2条（特約保険金の請求、支払の時期および場所）を次のとおり読み替えます。  
「第2条（特約保険金の請求、支払の時期および場所）  
1. 被保険者は、必要書類（別表1）を提出して、前条第1項の保険金を請求して下さい。」

2. 被保険者がこの特約による保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または本条第4項の規定により変更指定した次の者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、必要書類および特別の事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、この特約による保険金の受取人の代理人として前条第1項の保険金の請求をすることができます。ただし、この特約による保険金の受取人が法人である場合を除きます。
  - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
  - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族
3. 前項の規定により、会社がこの特約による保険金を受取人の代理人に支払った場合には、その後この特約による保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
4. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。このとき、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を提出して下さい。
  - (2) 本項の変更は、被保険者の同意書を添えて会社に書面で通知してからでなければ、会社に対抗できません。
5. この特約の保険金の請求、支払の時期および場所については、主約款の保険金の請求、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

」

- (3) 第3条（特約保険金を支払わない場合）第2号を次のとおり読み替えます。

「(2) 保険契約者、被保険者または指定代理請求人の故意」

別表1 請求書類

1-1. リビング・ニーズ特約による保険金等の請求書類

	項 目	請 求 書 類
1	リビング・ニーズ特約による 保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
2	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
<p>(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。</p> <p>2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。</p>		

### 1-2. リビング・ニーズ特約による保険金等の請求書類

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が主契約とともに更新された場合。ただし、指定代理請求特約が主契約に付加されている場合は除きます。

	項 目	請 求 書 類
1	リビング・ニーズ特約による 保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
2	特約保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
3	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
4	指定代理請求人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。</p> <p>2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。</p>		

# 年金払特約（平成 24 年 4 月 1 日以降）「平成24年4月1日以降に締結された年金払特約」

## この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険金等を年金の方法により支払うことを内容とするものです。

### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主契約締結の際および主契約継続中は保険契約者の申出により、死亡保険金等（以下「保険金等」といいます。）の支払事由発生後はその受取人の申出により締結します。
2. 保険契約者の申出によりこの特約を締結したときは、保険証券に裏書します。
3. 同一の保険金等について受取人が二人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。

### 第2条（年金基金の設定）

1. この特約が締結されたときは、保険金等の支払事由が生じた時（保険金等の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時）に、保険金等の全部または一部を年金基金に充当します。
2. 年金基金は、その設定時において会社の定める金額以上であることを要します。
3. 年金基金が設定されたときは、会社は、年金証書を年金受取人に交付します。

### 第3条（年金受取人）

1. この特約の年金受取人は、年金基金に充当される保険金等の受取人となります。
2. 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金基金の設定時に、その年金基金に関わる保険契約者の権利義務のすべてを承継するものとします。

### 第4条（年金の種類）

1. この特約の年金の種類は、次のとおりとします。
  - (1) 保証期間付終身年金
    - (ア) 保証期間中およびその後の年金受取人の生存期間中、年金を支払います。ただし、年金受取人が法人の場合には、保証期間経過後の年金は、年金基金設定の際、会社の定める範囲内で法人が指定した者の生存期間中、支払うものとします。
    - (イ) 保証期間は、会社所定の範囲内から保険契約者（保険金等の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは保険金等の受取人。以下本条において同じとします。）が指定した期間とします。
  - (2) 確定年金
    - (ア) 年金支払期間中、年金を支払います。
    - (イ) 年金支払期間は、会社所定の範囲内から保険契約者が指定した期間とします。

### 第5条（年金支払日）

1. 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、年金基金設定日の翌年の応当日とします。
2. 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の毎年の応当日とします。

### 第6条（年金額の計算）

1. 年金額は、年金基金の設定時における会社の定める率により計算します。
2. 第2回以後の年金額は、第1回の年金額と同一とします。

### 第7条（年金の分割支払）

1. 保険金等の支払事由発生前に保険契約者からまたは年金基金設定日以後に年金受取人から請求があったときは、会社の定める範囲で、会社は、1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社の定める利率により計算した利息を支払います。ただし、年金額が会社の定める金額に満たない場合には、本条の年金の分割支払を取り扱いません。
2. 前項の場合、保証期間付終身年金において年金受取人（年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が

保証期間経過後に死亡した場合に、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその死亡時の相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）に支払います。この場合、当該年金受取人の年金に関する権利は消滅します。

#### 第8条（年金の請求手続、支払時期および支払場所）

1. 年金受取人は、年金支払日が到来したときは、遅滞なく年金を請求してください。
2. 年金は、必要書類（別表1）が会社に到達した日または年金支払日のいずれか遅い日の翌日から5営業日以内に会社で支払います。なお、第3項または第4項に該当する場合で、必要書類（別表1）が年金支払日より前に会社に到達したときは、年金支払日に書類が会社に到達したものとみなして、第3項または第4項を適用します。
3. 年金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、次の各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、前項の必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から40日を経過する日とします。
  - (1) 年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者を含みます。以下本条において同じとします。）の生存、死亡に該当する事実の有無
  - (2) この特約約款に定める重大事由に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第21条（重大事由による解除）第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、保険金受取人もしくは年金受取人の特約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する特約締結時から年金請求時までにおける事実
4. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、年金を支払うべき期限は、第2項の必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
  - (1) 前項に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 70日
  - (2) 前項に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 70日
  - (3) 前項に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 100日
  - (4) 前項に定める事項についての日本国外における調査 100日
  - (5) 前項に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 100日
5. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または年金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。
6. 第2項または第3項に該当した場合は、会社は、年金を請求した者に、該当した条項番号、および、年金を支払うべき期限を通知します。

#### 第9条（年金の一括支払）

1. 年金受取人は、年金の種類および請求の時期に応じて、将来の年金の支払に代えて、次の金額の一括支払を請求することができます。
  - (1) 保証期間付終身年金
    - (ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前  
請求時における年金基金の価額
    - (イ) 保証期間中  
残存保証期間に対応する未払年金の現価。この場合、一括支払を行ったときでも保証期間経過後の年金はそのまま存続します。
  - (2) 確定年金

- (ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前  
請求時における年金基金の価額
  - (イ) 年金支払期間中  
残存支払期間に対応する未払年金の現価
2. 年金基金の価額を支払ったときまたは確定年金において未払年金の現価を支払ったときは、当該年金受取人の年金に関する権利は消滅します。
  3. 第1項の場合、年金受取人は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、前条第2項ないし第6項の規定を準用します。

#### 第10条（年金受取人の死亡）

1. 年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が死亡したときは、その死亡時の相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）に、次の金額を支払います。
  - (1) 保証期間付終身年金
    - (ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前  
死亡時における年金基金の価額
    - (イ) 保証期間中  
残存保証期間に対応する未払年金の現価
  - (2) 確定年金
    - (ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前  
死亡時における年金基金の価額
    - (イ) 年金支払期間中  
残存支払期間に対応する未払年金の現価
2. 前項の場合、当該年金受取人の年金に関する権利は消滅します。
3. 第1項の場合、年金受取人の死亡時の相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、第8条（年金の請求手続、支払時期および支払場所）第2項ないし第6項の規定を準用します。

#### 第11条（会社への通知による年金受取人の変更）

1. 年金受取人は、年金基金設定日以後年金支払開始日前に限り、会社に対する通知により、その権利義務のすべてを他の者に承継させることができます。この場合、保証期間付終身年金においては、年金額を更正します。
2. 年金受取人が本条の年金受取人の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の変更をしたときは、年金証書に裏書します。

#### 第12条（遺言による年金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、年金受取人は、年金基金設定日以後年金支払開始日前に死亡した場合に限り、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。
2. 前項による年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

#### 第13条（年金受取人の相続人の代表者）

1. 年金受取人が死亡した場合に、年金受取人の相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は他の相続人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、会社が相続人の1人に対してした行為は、他の相続人に対しても効力を生じます。

#### 第14条（年金の種類等の変更）

1. 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前に限り、会社の定める範囲で、年金の種類その他の年金支払の内容を変更することができます。

2. 年金受取人は、年金基金設定日以後年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲で、年金の種類その他の年金支払の内容を変更することができます。
3. 前2項の場合、保険契約者または年金受取人は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
4. 本条の年金の種類等の変更をしたときは、保険証券または年金証書に裏書します。

#### 第15条（特約の解約）

保険契約者は、保険金等の支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。

#### 第16条（特約の消滅）

主契約が保険金等の支払以外の事由により消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

#### 第17条（年齢の計算）

年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

#### 第18条（年齢または性別の誤りの処理）

年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）の年齢または性別に誤りがあった場合には、会社の定める方法で処理します。

#### 第19条（時効）

年金等の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

#### 第20条（特約の更新）

主契約が普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により更新されたときは、この特約も更新されるものとします。

#### 第21条（重大事由による解除）

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 年金受取人がこの特約の年金を詐取する目的または他人に年金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この特約の年金の請求に関し、年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) 年金の受取人が、次のいずれかに該当した場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 年金の支払事由が生じた後でも、会社は前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金は支払いません。もし、この場合に、すでに年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 本条による解除は、年金受取人に対する通知により行います。ただし、正当な事由により年金受取人に通知で



きない場合には、会社は保険契約者または被保険者に通知します。

4. 本条の規定によりこの特約が解除された場合に、年金支払日が到来していない年金があるときは第9条（年金の一括支払）に定める年金の一括支払額を年金受取人に支払い、この特約は消滅します。なお、第7条（年金の分割支払）に定める年金の未払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

#### 第22条（主約款の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 第23条（利率変動型積立保険の契約に付加する場合の特則）

この特約を利率変動型積立保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に付加されている特約が、特約保険料の払込免除事由に該当したことにより主契約が消滅した場合で、この特約により年金として支払う会社の定める特約が主契約に付加されていたときは、第16条（特約の消滅）の規定を適用しません。
- (2) 主契約に付加されている定期保険特約（利率変動型積立保険用）が高度障害状態に該当したことにより主契約が消滅した場合で、この特約により年金として支払う会社の定める特約が主契約に付加されていたときは、第16条（特約の消滅）の規定を適用しません。

#### 別表1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	年金基金の設定	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金基金に充当される保険金等の請求書類 (ただし、保険金等の支払請求書は除きます。)
2	年金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金証書
3	年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金証書
4	年金受取人の死亡	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の除籍の記載のある戸籍謄本 (3) 年金受取人の死亡時の相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金証書
5	年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
6	年金の種類等の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
<p>(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。</p> <p>2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。</p>		

# 年金払特約(平成24年3月31日以前)〔平成24年3月31日以前に締結された年金払特約〕

## この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険金等を年金の方法により支払うことを内容とするものです。

## 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主契約締結の際および主契約継続中は保険契約者の申出により、死亡保険金等（以下「保険金等」といいます。）の支払事由発生後はその受取人の申出により締結します。
2. 保険契約者の申出によりこの特約を締結したときは、保険証券に裏書します。
3. 同一の保険金等について受取人が二人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。

## 第2条（年金基金の設定）

1. この特約が締結されたときは、保険金等の支払事由が生じた時（保険金等の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時）に、保険金等の全部または一部を年金基金に充当します。
2. 年金基金は、その設定時において会社の定める金額以上であることを要します。
3. 年金基金が設定されたときは、会社は、年金証書を年金受取人に交付します。

## 第3条（年金受取人）

1. この特約の年金受取人は、年金基金に充当される保険金等の受取人とします。
2. 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金基金の設定時に、その年金基金に関わる保険契約者の権利義務のすべてを承継するものとします。

## 第4条（年金の種類）

1. この特約の年金の種類は、次のとおりとします。
  - (1) 保証期間付終身年金
    - (ア) 保証期間中およびその後の年金受取人の生存期間中、年金を支払います。ただし、年金受取人が法人の場合には、保証期間経過後の年金は、年金基金設定の際、会社の定める範囲内で法人が指定した者の生存期間中、支払うものとします。
    - (イ) 保証期間は、会社所定の範囲内から保険契約者（保険金等の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは保険金等の受取人。以下本条において同じとします。）が指定した期間とします。
  - (2) 確定年金
    - (ア) 年金支払期間中、年金を支払います。
    - (イ) 年金支払期間は、会社所定の範囲内から保険契約者が指定した期間とします。

## 第5条（年金支払日）

1. 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、年金基金設定日の翌年の応当日とします。
2. 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の毎年の応当日とします。

## 第6条（年金額の計算）

1. 年金額は、年金基金の設定時における会社の定める率により計算します。
2. 第2回以後の年金額は、第1回の年金額と同一とします。

## 第7条（年金の分割支払）

1. 保険金等の支払事由発生前に保険契約者からまたは年金基金設定日以後に年金受取人から請求があったときは、会社の定める範囲で、会社は、1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社の定める利率により計算した利息を支払います。ただし、年金額が会社の定める金額に満たない場合には、本条の年金の分割支払を取り扱いません。
2. 前項の場合、保証期間付終身年金において年金受取人（年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が

保証期間経過後に死亡した場合に、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその死亡時の相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）に支払います。この場合、当該年金受取人の年金に関する権利は消滅します。

#### 第8条（年金の請求手続、支払時期および支払場所）

1. 年金受取人は、年金支払日が到来したときは、遅滞なく年金を請求してください。
2. 年金は、必要書類（別表1）が会社に到達した日または年金支払日のいずれか遅い日の翌日から5営業日以内に会社で支払います。なお、第3項または第4項に該当する場合で、必要書類（別表1）が年金支払日より前に会社に到達したときは、年金支払日に書類が会社に到達したものとみなして、第3項または第4項を適用します。
3. 年金を支払うために確認が必要な次に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、次に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、前項の必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から40日を経過する日とします。

年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者を含みます。以下本条において同じとします。）の生存、死亡に該当する事実の有無

4. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、年金を支払うべき期限は、第2項の必要書類（別表1）が会社に到達した日の翌日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
  - (1) 前項に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 70日
  - (2) 前項に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 70日
  - (3) 前項に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 100日
  - (4) 前項に定める事項についての日本国外における調査 100日
  - (5) 前項に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 100日
5. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または年金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。
6. 第2項または第3項に該当した場合は、会社は、年金を請求した者に、該当した条項番号、および、年金を支払うべき期限を通知します。

#### 第9条（年金の一括支払）

1. 年金受取人は、年金の種類および請求の時期に応じて、将来の年金の支払に代えて、次の金額の一括支払を請求することができます。
  - (1) 保証期間付終身年金
    - (ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前  
請求時における年金基金の価額
    - (イ) 保証期間中  
残存保証期間に対応する未払年金の現価。この場合、一括支払を行ったときでも保証期間経過後の年金はそのまま存続します。
  - (2) 確定年金
    - (ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前  
請求時における年金基金の価額

- (イ) 年金支払期間中  
残存支払期間に対応する未払年金の現価
- 2. 年金基金の価額を支払ったときまたは確定年金において未払年金の現価を支払ったときは、当該年金受取人の年金に関する権利は消滅します。
- 3. 第1項の場合、年金受取人は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、前条第2項ないし第6項の規定を準用します。

#### 第10条（年金受取人の死亡）

1. 年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）が死亡したときは、その死亡時の相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）に、次の金額を支払います。
  - (1) 保証期間付終身年金
    - (ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前  
死亡時における年金基金の価額
    - (イ) 保証期間中  
残存保証期間に対応する未払年金の現価
  - (2) 確定年金
    - (ア) 年金基金設定日以後年金支払開始日前  
死亡時における年金基金の価額
    - (イ) 年金支払期間中  
残存支払期間に対応する未払年金の現価
2. 前項の場合、当該年金受取人の年金に関する権利は消滅します。
3. 第1項の場合、年金受取人の死亡時の相続人（年金受取人が法人の場合には、その法人）は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、第8条（年金の請求手続、支払時期および支払場所）第2項ないし第6項の規定を準用します。

#### 第11条（会社への通知による年金受取人の変更）

1. 年金受取人は、年金基金設定日以後年金支払開始日前に限り、会社に対する通知により、その権利義務のすべてを他の者に承継させることができます。この場合、保証期間付終身年金においては、年金額を更正します。
2. 年金受取人が本条の年金受取人の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の変更をしたときは、年金証書に裏書します。

#### 第12条（遺言による年金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、年金受取人は、年金基金設定日以後年金支払開始日前に死亡した場合に限り、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。
2. 前項による年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

#### 第13条（年金受取人の相続人の代表者）

1. 年金受取人が死亡した場合に、年金受取人の相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は他の相続人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、会社が相続人の1人に対してした行為は、他の相続人に対しても効力を生じます。

#### 第14条（年金の種類等の変更）

1. 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前に限り、会社の定める範囲で、年金の種類その他の年金支払の内容を変更することができます。
2. 年金受取人は、年金基金設定日以後年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲で、年金の種類その他の年金支払の内容を変更することができます。

3. 前2項の場合、保険契約者または年金受取人は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
4. 本条の年金の種類等の変更をしたときは、保険証券または年金証書に裏書します。

#### 第15条（特約の解約）

保険契約者は、保険金等の支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。

#### 第16条（特約の消滅）

主契約が保険金等の支払以外の事由により消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

#### 第17条（年齢の計算）

年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

#### 第18条（年齢または性別の誤りの処理）

年金受取人（保証期間付終身年金で年金受取人が法人の場合には、法人が指定した者）の年齢または性別に誤りがあった場合には、会社の定める方法で処理します。

#### 第19条（時効）

年金等の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

#### 第20条（特約の更新）

主契約が普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により更新されたときは、この特約も更新されるものとします。

#### 第21条（主約款の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 第22条（利率変動型積立保険の契約に付加する場合の特則）

この特約を利率変動型積立保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に付加されている特約が、特約保険料の払込免除事由に該当したことにより主契約が消滅した場合で、この特約により年金として支払う会社の定める特約が主契約に付加されていたときは、第16条（特約の消滅）の規定を適用しません。
- (2) 主契約に付加されている定期保険特約（利率変動型積立保険用）が高度障害状態に該当したことにより主契約が消滅した場合で、この特約により年金として支払う会社の定める特約が主契約に付加されていたときは、第16条（特約の消滅）の規定を適用しません。

別表1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	年金基金の設定	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金基金に充当される保険金等の請求書類 (ただし、保険金等の支払請求書は除きます。)
2	年金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金証書
3	年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金証書
4	年金受取人の死亡	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の除籍の記載のある戸籍謄本 (3) 年金受取人の死亡時の相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金証書
5	年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
6	年金の種類等の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
<p>(注) 1. 会社は、保険金・給付金等の金額が一定額以下の場合には、上記の書類の一部の省略もしくは会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。</p> <p>2. 会社は、災害救助法が適用された場合等正当な事由がある場合には、会社所定の様式によらない書類にかえることを認めることがあります。</p>		

## 指定代理請求特約

### この特約の趣旨

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを可能とするためのものです。

### 第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

### 第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約の給付（主契約の高度障害保険金等の給付が支払われるときにその給付の受取人に支払われる特約の責任準備金を含みます。以下同じ。）のうち、次に定めるものとします。ただし、すえ置いて受け取る方法が選択されたことによりすえ置かれた給付を除きます。

- (1) 被保険者が受け取ることとなる給付（被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付、および被保険者が受取人に指定されている給付を含みます。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

### 第3条（指定代理請求人の指定）

この特約を付加した場合、保険契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号に定める範囲で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定はなかったものとみなします。

- (1) 次の範囲内の者
  - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
  - ② 被保険者の直系血族
  - ③ 前②に該当する者がいない場合は、被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪）
  - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) (1)に該当する者がいない場合には、次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限りません。
  - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前号④にかかげる以外の者
  - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
  - ③ その他前①および②にかかげる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者

### 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）

1. 保険金等の受取人が保険金等を請求できない次のいずれかの事情があるとき（ただし、その事情があると会社が認めたときに限ります。）は、指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
  - (1) 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと
  - (2) 傷病名（会社が定めるものに限ります。）の告知を受けていないこと
  - (3) その他前2号に準じた状態であること
2. 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において、第3条（指定代理請求人の指定）に定める範囲の者であることを要します。
3. 前2項により、指定代理請求人が保険金等を請求するときは、第1項の事情を示す書類および次の書類を提出してください。
  - (1) 会社所定の請求書
  - (2) 保険証券
  - (3) 被保険者の住民票

- (4) 会社所定の診断書
  - (5) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書
  - (6) 指定代理請求人が前項第1号のいずれかに該当するときは、指定代理請求人の戸籍謄本
  - (7) 指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し
  - (8) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し
4. 前3項により、保険金等が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払い後にその保険金等の請求を受け、会社はこれを支払いません。
  5. 第1項にかかわらず、故意に保険金等の支払理由（保険料の払込免除の理由を含みます。以下同じ。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1号もしくは第3号に定める状態（ただし、第3号については、第1号に準じた状況に限ります。）に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。
  6. 会社は、第3項の提出書類の一部の省略を認めまたは第3項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

#### 第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

1. 保険契約者は、次の書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。
  - (1) 会社所定の請求書
  - (2) 保険証券
  - (3) 保険契約者の印鑑証明書
2. 前項の場合、指定代理請求人の変更または指定の撤回について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

#### 第6条（告知義務違反による解除等の通知）

主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、保険契約者の住所不明等により保険契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加されている特約に定める通知先のほか、指定代理請求人にも通知することがあります。

#### 第7条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとし、
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

#### 第8条（特約の解約）

1. 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、次の書類を会社に提出してください。
  - (1) 会社所定の請求書
  - (2) 保険証券
  - (3) 保険契約者の印鑑証明書
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書きします。

#### 第9条（特約の返戻金）

この特約に対する解約返戻金はありません。

#### 第10条（特約の消滅）

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。



- (1) 主契約が保険金の支払事由の発生により消滅したとき
- (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

#### 第11条（契約者配当）

この特約については、契約者配当はありません。

#### 第12条（主約款および本特約以外の特約の代理請求に関する規定の不適用）

主約款または主契約に付加されている特約の適用に際しては、所定の者が高度障害保険金、介護保険金、リビング・ニーズ保険金または特定疾病保険金（同様の給付を含み、給付の名称の如何を問いません。）の受取人の代理人としてこれらの保険金を請求できる旨の規定は適用しません。

#### 第13条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

#### 第14条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の特則）

保険契約者および死亡保険金等（給付の名称の如何を問いません。以下本条においても同じ。）の受取人（死亡保険金等の一部の受取人を含めます。）がいずれも同一法人に変更される場合は、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。

#### 第15条（主契約が更新される場合の特則）

1. この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了の1カ月前までにこの特約を継続しない旨通知しない限り、この特約は主契約に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱いに準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約に変更され継続するものとします。

#### 第16条（主契約が払済保険または延長定期保険に変更される場合の特則）

主契約が払済保険または延長定期保険に変更される場合においても、本特約については、主契約および本特約以外の特約の規定に関わらず、有効に継続するものとします。

#### 第17条（年金払特約、遺族年金支払特約、年金払特約（変額個人年金保険（引出金額保証型）用）または遺族年金支払特約（変額個人年金保険（引出金額保証型）用）による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

1. 年金払特約、遺族年金支払特約、年金払特約（変額個人年金保険（引出金額保証型）用）または遺族年金支払特約（変額個人年金保険（引出金額保証型）用）（以下、「年金払特約等」といいます。）による年金を特約の対象となる保険金等とするときは、次の各号に定めるとおりとします。
  - (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、年金払特約等による年金の年金基金設定後、その年金受取人の申し出により、会社の承諾を得て、年金払特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。
  - (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により年金払特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
2. 前項第1号の規定により年金払特約等による年金の年金基金に付加されたこの特約については、次の各号に定めるとおり取り扱います。
  - (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）を次のとおり読み替えます。  
「第2条（特約の対象となる保険金等）  
この特約の対象となる保険金等は、年金払特約等による年金とします。ただしこの特約が年金基金に付加されている場合で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一の場合に限ります。」
  - (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）において「保険金等の受取人」および「被保険者」とあ

るのを「年金受取人」へ、「保険金等」を「年金」へ、それぞれ読み替えます。

- (3) 第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）および第8条（特約の解約）において「保険契約者」とあるのを「年金受取人」へ、「保険証券」とあるのを「年金証書」へ、それぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。

「第10条（特約の消滅）

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 年金基金の価額の支払により、当該年金受取人の権利が消滅したとき
- (2) 確定年金における年金の一括支払により、当該年金受取人の権利が消滅したとき
- (3) 年金受取人の死亡により、当該年金受取人の権利が消滅したとき」

## 特別条件特約

### 第1条（特約の締結）

保険契約締結の際、被保険者の健康状態、遺伝、既往症、職業等が会社の標準とする普通危険に適合しないと認められるときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加します。

### 第2条（特別条件）

この特約により付加する条件は、その危険の種類および程度に応じて次のいずれか1つまたは2つの方法によります。

(1) 保険金削減支払法

会社の定める削減期間中に被保険者が死亡または高度障害状態（別表2）になった場合には、支払うべき保険金額（収入保障保険における基準年金月額を含みます。）に次の割合を乗じて得た金額を死亡保険金または高度障害保険金（収入保障保険における遺族年金および高度障害年金を含みます。）として支払います。ただし、不慮の事故（別表1）または別表3に定める感染症による場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。

削減期間 保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	50%	30%	25%	20%	15%
第2年度		60%	50%	40%	30%
第3年度			75%	60%	45%
第4年度				80%	60%
第5年度					80%

(2) 特別保険料領収法

会社の定める特別保険料を普通保険料とともに払い込んでください。この場合特別保険料と普通保険料との合計額をこの保険契約の保険料とします。なお、主約款または保険契約に付加されている他の特約において、未経過保険料を返還する取り扱いの場合、その計算の基準となる保険料は、特別保険料と普通保険料の合計額とします。

### 第3条（普通保険約款の不適用）

この特約が付加された保険契約については、普通保険約款およびその保険契約に付加されている他の特約に定める次の各号の取扱を行いません。ただし、第1号の場合、保険金削減支払法のみが条件で、かつ、削減期間を限度として保険期間または保険料払込期間を短縮するときはこの限りではありません。

- (1) 保険期間または保険料払込期間の変更
- (2) 他の個人保険への変更
- (3) 保険契約の更新

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車交通事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E904）中の飢餓、渇」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外します。	E910～E915

分類項目	基本分類表番号
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E978）」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999

## 別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

## 備考 [別表2]

### 1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

### 2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- (2) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
- (3) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- (4) 声帯全部のてき出により、発音が不能な場合
- (5) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

### 3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表3 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04

## 保険料口座振替特約

※主約款が、新通増定期保険の場合、第10条、11条、12条、13条、14条については適用されることのない条文であることから、記載を省略しております。

### 第1条（特約の適用）

1. この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. この特約を適用するには、次の条件を満たすことを要します。
  - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
  - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委託すること

### 第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めた日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
4. 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

### 第3条（責任開始および契約日の特則）

この特約を主たる保険契約に付加した場合は、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。）から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。ただし、月払保険契約の場合の契約日は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日とします。
- (2) この特約による保険料の口座振替を第2回以後の保険料から行う場合は、月払保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。
- (3) 前2号の場合、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前2号に規定する契約日を基準として計算します。ただし、前2号の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款にもとづいて契約日を定めることができます。
- (4) 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と清算します。
- (5) 第1号の場合、会社は、第1回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に知らせるものとします。

### 第4条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

1. 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社に払い込んでください。この場合、前条第1号の規定は適用しません。
2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、次のとおり取り扱います。
  - (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2カ月分の保険料の口座振替を行います。
  - (2) 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の振替当日に再度口座振替を行います。
3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期を過ぎた保険料を会社に払い込んでください。



#### 第5条（諸変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関等に申し出てください。
2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

#### 第6条（保険料率）

この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

#### 第7条（特約の消滅）

1. 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。
  - (1) 保険契約が消滅したとき
  - (2) 保険契約が失効したとき
  - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
  - (4) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
  - (5) 第1条第2項に該当しなくなったとき
2. 前項第2号の事由によりこの特約が消滅した場合、それ以後保険契約が失効後1年以内に復活されたときは、保険契約者から反対の申出がない限り、自動的に従前の口座振替手続による保険料の払込がなされることとします。

#### 第8条（解約返戻金等の支払方法）

会社は、保険契約者から反対の申出がない限り、解約返戻金、過払保険料等保険契約者に返戻または支払うべき金額がある場合には、その金額を指定口座に振り込みます。

#### 第9条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 第10条（記載省略）

#### 第11条（記載省略）

#### 第12条（記載省略）

#### 第13条（記載省略）

#### 第14条（記載省略）

# クレジットカード扱特約

## 第1条（特約の適用）

1. この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）のうち会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）による払込の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
3. 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行うものとします。
4. 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

## 第2条（保険料の払込）

1. 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が第1回保険料を受け取ったものとします。
2. 前項の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日（がん保険または終身がん保険に付加した場合は、保険期間の始期。以下同じ。）を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。
3. 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次の各号すべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第3項（第1回保険料の場合は第1項）の規定は適用しません。
  - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
  - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
6. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

## 第3条（契約日の特則）

この特約を主たる保険契約締結の際に付加する場合は、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社が特に認めたときは、主約款にもとづいて契約日を定めることができます。
- (2) 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と清算します。

## 第4条（他の保険料払込方法（経路）への変更）

保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該カード会社に申し出て、他の保険料払込方法（経路）を選択してください。

## 第5条（保険料率）

この特約を適用する月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

## 第6条（特約の消滅）

1. 次の各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (3) 他の保険料払込方法〈経路〉に変更したとき
- (4) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
- (5) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
- (6) カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき

2. 前項第4号ないし第6号の場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料払込方法〈経路〉への変更を行ってください。

## 第7条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 団体扱特約

### 第1条（特約の適用範囲）

1. 団体扱特約（以下「この特約」といいます。）は、会社と団体取扱契約を締結した官公署、会社、工場等の団体（以下「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で保険契約者の数が20名以上である場合に、団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
2. 次の場合には、前項の規定を準用して、各保険契約にこの特約を適用します。
  - (1) 団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約で被保険者が20名以上いる場合
  - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者を合算（同一人の場合には、1名として計算します。以下同じ。）して20名以上いる場合
  - (3) 団体の事業所が2以上あるときは、1事業所に前項の保険契約者が20名以上いる場合または前号の保険契約者と被保険者を合算して20名以上いる場合

### 第2条（契約日の特則）

この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。

### 第3条（契約日前の保険事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が普通保険約款および特約の規定に基づいて保険金等の保険給付を行い、または保険料の払込免除を行うべき事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等保険契約に基づく保険給付があるときは、過不足分を保険給付金額と清算します。

### 第4条（保険料率）

この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、団体扱保険料率とします。

### 第5条（保険料払込方法〈回数〉）

第2回以後の保険料（月払保険契約においては第3月以後の保険料）は、団体を経由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

### 第6条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

### 第7条（特約の消滅）

次の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者（団体の代表者が保険契約者の場合は被保険者）が死亡し、または団体を脱退したとき
- (2) 団体取扱契約が解約されたとき
- (3) 月払保険契約において保険契約が失効したとき
- (4) 団体に所属する保険契約者または被保険者の数が、第1条に規定する定数未満になった場合に、6カ月を経過してなおそれを補充できなかったとき

### 第8条（特約の消滅した保険契約の取扱）

1. この特約が消滅した保険契約は普通保険料率の保険契約となります。
2. 前項の規定にかかわらず、前条第1項第4号によってこの特約が消滅した場合、残存する保険契約者または被保険者の数が10名以上であれば、残存保険契約を特別団体扱契約に変更します。

#### 第9条（普通保険約款の適用）

この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

#### 第10条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の保険事故）、第5条（保険料払込方法〈回数〉）、第6条（保険料領収証）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行った場合には、その取りきめによるものとします。

#### 第11条（がん保険または終身がん保険の契約に付加する場合の特則）

この特約をがん保険または終身がん保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。
- (2) この保険契約の契約日は、普通保険約款（以下本条において「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (3) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく保険金等の支払事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間および契約年齢は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。
- (4) 第2号および第3号の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

#### 第12条（変額個人年金保険の契約に付加する場合の特則）

この特約を変額個人年金保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）の規定は適用しません。
- (2) 第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。
- (3) 第4条（保険料率）の規定は適用しません。
- (4) 第5条（保険料払込方法〈回数〉）中において「第2回以後の保険料（月払保険契約においては第3月以後の保険料）」とあるのを「普通保険約款に定める規則的増額分保険料」と読み替えます。
- (5) 第6条（保険料領収証）中において「保険料」とあるのを「普通保険約款に定める規則的増額分保険料」と読み替えます。
- (6) 第8条（特約の消滅した保険契約の取扱）第1項の規定は適用しません。

## 特別団体扱特約

### 第1条（特約の適用範囲）

会社と特別団体取扱契約を締結した官公署、会社、工場、商店等の団体の所属員または組合、連合会、同業団体等の構成員を保険契約者とする保険契約の保険契約者または被保険者の数が10名以上いる場合または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者の数が10名以上いる場合に、保険契約者の申出によって、特別団体扱特約（以下「この特約」といいます。）を適用します。

### 第2条（契約日の特則）

この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間はその日を基準として計算します。

### 第3条（契約日前の保険事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が普通保険約款および特約の規定に基づいて保険金等の保険給付を行い、または保険料の払込免除を行うべき事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等保険契約に基づく保険給付があるときは、過不足分を保険給付金額と清算します。

### 第4条（保険料率）

この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、特別団体扱保険料率とします。

### 第5条（保険料払込方法〈回数〉）

第2回以後の保険料（月払保険契約においては第3月以後の保険料）は、団体を經由して払い込んで下さい。この場合には、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

### 第6条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

### 第7条（特約の消滅）

次の場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者（団体代表者が保険契約者の場合は被保険者）が死亡し、または団体を脱退したとき
- (2) 特別団体取扱契約が解約されたとき

### 第8条（特約の解約）

保険契約者または被保険者の数が10名未満となり、6カ月（団体の保険契約が月払保険契約のときは3カ月）を経過してなお補充できないときは、会社は、直ちにこの特約を将来に向かって解約することができます。

### 第9条（普通保険約款の適用）

この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

### 第10条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の保険事故）、第5条（保険料払込方法〈回数〉）、第6条（保険料領収証）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行った場合には、その取りきめによるものとします。

### 第11条（がん保険または終身がん保険の契約に付加する場合の特則）

この特約をがん保険または終身がん保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。
- (2) この保険契約の契約日は、普通保険約款（以下本条において「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、

主約款に定める会社の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。

- (3) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく保険金等の支払事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間および契約年齢は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。
- (4) 第2号および第3号の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

#### 第12条（変額個人年金保険の契約に付加する場合の特則）

この特約を変額個人年金保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日の特則）の規定は適用しません。
- (2) 第3条（契約日前の保険事故）の規定は適用しません。
- (3) 第4条（保険料率）の規定は適用しません。
- (4) 第5条（保険料払込方法〈回数〉）中において「第2回以後の保険料（月払保険契約においては第3月以後の保険料）」とあるのを「普通保険約款に定める規則的増額分保険料」と読み替えます。
- (5) 第6条（保険料領収証）中において「保険料」とあるのを「普通保険約款に定める規則的増額分保険料」と読み替えます。

## 集団扱特約

### 第1条 (特約の適用範囲)

1. この特約条項は、主契約に付加する場合の特別な取扱いを定めたものです。
2. この特約は、主契約の締結の際、次の各号の要件が満たされている場合に、保険契約者の申出によって主契約に付加します。
  - (1) この特約を付加する主契約（以下「この保険契約」といいます。）の被保険者は、官公署、会社、組合、同業団体、連合会等の集団（以下「集団」といいます。）に所属する社員、組合員、会員等（以下「所属員」といいます。所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員を含むものとします。）またはその所属員と生計を一にする親族であること
  - (2) この保険契約の契約者は、集団もしくは集団の代表者または集団の所属員であること
  - (3) 前2号の集団は、保険料の一括集金ができるものであること
  - (4) この保険契約の被保険者の数は、10名以上であること

### 第2条 (保険料率)

1. この保険契約については、集団扱の保険料率を適用します。
2. 前項の保険料率は、集団の所属員の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

### 第3条 (契約日の特則)

1. この保険契約の契約日は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、保険期間その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、この日を基準日とします。
2. 会社の責任開始の日から、前項の契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づいて保険金等の保険給付を行い、または保険料の払込免除を行うべき事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等保険契約に基づく保険給付があるときは過不足分を保険給付金額と清算します。

### 第4条 (保険料払込方法〈回数〉)

保険料の払込回数は、この保険契約締結の際、保険契約者の申出により、年払、半年払または月払とすることができます。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

### 第5条 (一括保険証券)

会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。ただし、保険契約者が集団もしくは集団の代表者である場合、会社は、個々の保険証券の発行に代えて、集団またはその代表者に一括保険証券を交付します。

### 第6条 (保険料の払込)

1. 第2回以後の保険料は、集団で一括して払い込んで下さい。この場合には、集団から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
2. 保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

### 第7条 (保険料の払込方法〈回数〉の変更)

保険契約者は、会社の定めたところにより保険料の払込方法を変更することができます。この場合には、第4条第1項ただし書きの規定を準用します。

### 第8条 (特約の消滅)

1. 被保険者が集団から脱退したとき、または別に定める集団取扱契約が解約されたときは、この特約は消滅します。
2. 前項の規定によってこの特約が消滅した場合には、個別扱の保険料率に変更されます。



### 第9条（主約款の適用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を適用します。

### 第10条（集団との取りきめによる取扱）

第3条（契約日の特則）、第4条（保険料払込方法〈回数〉）、第6条（保険料の払込）またはその他の事項について、会社と集団とが特に別の取りきめを行った場合には、その取りきめによるものとします。

### 第11条（がん保険の契約に付加する場合の特則）

この特約をがん保険の契約に付加する場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（契約日の特則）の規定は適用しません。
- (2) この保険契約の契約日は、普通保険約款（以下本条において「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款による保険期間の始期を基準に計算するものとします。
- (3) 主約款による保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づく保険金等の支払事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、保険期間および契約年齢は、主約款の保険期間の始期を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。
- (4) 第2号および第3号の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款に基づいて契約日を定めることができます。



---

## SBI生命のお客様コンタクトセンター



# 0120-272-811

受付時間 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

※携帯電話・公衆電話からご利用いただけます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

---

募集代理店

引受保険会社

SBI生命保険 株式会社

〒106-6016 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー